

第7部 個別の意匠登録出願

第1章 部分意匠

71 関連条文

意匠法

第二条 この法律で「意匠」とは、物品（物品の部分を含む。第八条を除き、以下同じ。）の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合であつて、視覚を通じて美感を起こさせるものをいう。
（第2項及び第3項略）

意匠法施行規則

様式第2〔備考〕

8 物品の部分について意匠登録を受けようとするときは、「【意匠に係る物品】」の欄の上に「【部分意匠】」の欄を設ける。

39 （第1部「願書・図面」第1章「意匠登録出願」11「関連条文」参照）

様式第6〔備考〕

8 （第2部「意匠登録の要件」第1章「工業上利用することができる意匠」21「関連条文」参照）

9 （第2部「意匠登録の要件」第1章「工業上利用することができる意匠」21「関連条文」参照）

10 （第2部「意匠登録の要件」第1章「工業上利用することができる意匠」21「関連条文」参照）

11 物品の部分について意匠登録を受けようとする場合は、8から10において、意匠に係る物品のうち、意匠登録を受けようとする部分を実線で描き、その他の部分を破線で描く等により意匠登録を受けようとする部分を特定し、かつ、意匠登録を受けようとする部分を特定する方法を願書の「【意匠の説明】」の欄に記載する。

様式第7〔備考〕

4 その他は、様式第6の備考2、3、6、8から12まで、14及び18から23までと同様とする。

様式第8〔備考〕

3 物品の部分について意匠登録を受けようとする場合は、意匠に係る物品のうち、意匠登録を受けようとする部分以外の部分を黒色で塗りつぶす等により意匠登録を受けようとする部分を特定し、かつ、意匠登録を受けようとする部分を特定する方法を願書の「【意匠の説明】」の欄に記載する。

71.1 部分意匠とは

部分意匠は、意匠法第2条第1項の規定により、物品の部分の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合であると定義される。具体的には、以下のとおりとなる。

- (1) 部分意匠の意匠に係る物品は、意匠法の対象とする物品と認められなければならない。(第2部「意匠登録の要件」第1章「工業上利用することができる意匠」21.1.1.1「物品と認められるものであること」参照)
- (2) 当該物品全体の形態の中で一定の範囲を占める部分である。
- (3) 当該物品において、他の意匠と対比する際に対比の対象となり得る部分である。

71.2 部分意匠の意匠登録出願における願書・図面

71.2.1 部分意匠の意匠登録出願における願書の記載事項

(1) 「部分意匠」の欄

部分意匠の意匠登録出願と全体意匠の意匠登録出願とは、意匠登録を受けようとする方法及び対象が異なるものであることから、意匠法施行規則様式第2備考8の規定により、部分意匠の意匠登録出願をする場合には、その旨を明示するために、願書に「部分意匠」の欄が記載されていなければならない。

(2) 「意匠に係る物品」の欄の記載

部分意匠の意匠登録出願をする場合は、願書の「意匠に係る物品」の欄には、全体意匠の意匠登録出願をする場合と同様に、意匠法第7条の規定により別表第一の下欄に掲げる物品の区分又はそれと同程度の区分による物品の区分が記載されていなければならない。(第5部「一意匠一出願」参照)

例えば、カメラの意匠の創作において、「意匠登録を受けようとする部分」が当該グリップ部分であっても、権利の客体となる意匠に係る物品が当該グリップ部分を含む「カメラ」であることから、願書の「意匠に係る物品」の欄には、「カメラ」と記載されていなければならない。

(3) 「意匠の説明」の欄の記載

意匠法施行規則様式第6備考11は、物品の部分について意匠登録を受けようとする場合には、一組の図面において、意匠に係る物品のうち、「意匠登録を受けようとする部分」は実線で描き、「その他の部分」を破線で描く等により意匠登録を受けようとする部分を特定し、かつその特定する方法を願書の「意匠の説明」の欄に記載する旨規定している。

したがって、部分意匠の意匠登録出願においては、一組の図面において、「意匠登録を受けようとする部分」をどのようにして特定したか、その方法が願書の「意匠の説明」の欄に記載されていなければならない。

(4)「意匠に係る物品の説明」の欄の記載

意匠法施行規則様式第2備考39の規定は、部分意匠の意匠登録出願にも適用される。

したがって、部分意匠の意匠に係る物品が、経済産業省令で定める物品の区分のいずれにも属さない場合には、その物品の使用の目的、使用の状態等物品の理解を助けることができるような説明が、願書の「意匠に係る物品の説明」の欄に記載されていなければならない。

71.2.2 部分意匠の意匠登録出願における図面等の記載

部分意匠の意匠登録出願をする場合は、意匠法施行規則様式第6備考11の規定により図面等を作成する。

(1)一組の図面

「意匠登録を受けようとする部分」と「その他の部分」を含む、部分意匠の意匠に係る物品全体の形態について、一組の図面が必要である。

(2)図の省略

図の省略が認められるのは、意匠法施行規則様式第6備考8に規定される同一又は対称である場合の一方の図の省略、意匠法施行規則様式第6備考9の規定により認められた図の省略、意匠法施行規則様式第6備考10に規定される表面図と裏面図が同一若しくは対称の場合又は裏面が無模様の場合の裏面図の省略に限られている。

したがって、例えば、底面図に「意匠登録を受けようとする部分」が全く表れない場合であっても、そのことを理由に底面図を省略することはできない。

(3)「意匠登録を受けようとする部分」の特定

立体的なものについて部分意匠の意匠登録出願をする場合は、意匠法施行規則様式第6備考11の規定によれば、意匠法施行規則様式第6備考8に規定される一組の図面において、「意匠登録を受けようとする部分」を実線で描き、「その他の部分」を破線で描く等により「意匠登録を受けようとする部分」が特定されていなければならない。

したがって、「意匠登録を受けようとする部分」を、例えば、断面図、斜視図、使用状態を示す参考図等において特定することは認められない。

ただし、部分意匠の意匠登録出願において「意匠登録を受けようとする部分」を特定する場合に、一組の図面の他に断面図を加えないと作図上当該部分を特定することができないものもあることから、その場合には、一組の図面に断面図を加えて当該部分を特定することができるものとする。

なお、その場合には、当該断面図が、「意匠登録を受けようとする部分」を特定するための図ではなく、その意匠を十分表現することができないときに加える通常の断面図と認められ、結果として「意匠登録を受けようとする部分」が特定しないと判断される場合もあることから、意匠登録出願人には、意匠登録出願の際に願書の「意匠の説明」の欄に、例えば、「断面図を含めて『意匠登録を受けようとする部分』を特定している。」旨記載することを奨励している。

(4) 部分意匠の開示の程度

部分意匠の意匠登録出願については、「意匠登録を受けようとする部分」と「その他の部分」を含む、部分意匠の意匠に係る物品全体の形態に、願書の「意匠に係る物品」の欄に記載された物品の区分に属する物品を認識するのに必要な最低限の構成要素が少なくとも明確に表されていないなければならない。(下記 71.4.1.2「意匠が具体的なものであること」

(2)「意匠が具体的なものと認められない場合の例」 参照)

71.3 部分意匠の意匠登録出願に係る意匠の認定

部分意匠の意匠登録出願に係る意匠の認定は、以下の点に関して、願書の記載及び願書に添付した図面等を総合的に判断して行う。

したがって、願書又は願書に添付した図面等に該当しない書類、例えば、特徴記載書、優先権証明書、意匠法第4条第2項の規定の適用を受けるための証明書等は、部分意匠の意匠登録出願に係る意匠の認定の際には、その基礎となる資料とはしない。(第1部「願書・図面」第2章「意匠登録出願に係る意匠の認定」参照)

(1) 部分意匠の意匠に係る物品

当該部分意匠の意匠に係る物品の使用の目的、使用の状態等に基づき用途及び機能を認定する。

(2) 「意匠登録を受けようとする部分」の用途及び機能

「意匠登録を受けようとする部分」の用途及び機能は、前記認定した部分意匠の意匠に係る物品が有する用途及び機能に基づいて認定する。

(3) 「意匠登録を受けようとする部分」の位置、大きさ、範囲

位置とは、部分意匠の意匠に係る物品全体の形態に対する当該「意匠登録を受けようとする部分」の相対的な位置関係をいう。

大きさとは、主として「意匠登録を受けようとする部分」の絶対的な大きさをいう。なお、大きさについては、絶対的な一の大きさ(寸法)を認定するものではなく、当該意匠の属する分野における常識的な大きさの範囲を認定するものである。(第1部「願書・図面」第1章「意匠登録出願」11.1「意匠法第

6条の規定」参照)

また、範囲とは、主として部分意匠の意匠に係る物品全体の形態に対する当該「意匠登録を受けようとする部分」の相対的な大きさ(面積比)をいう。

(4)「意匠登録を受けようとする部分」の形態

「意匠登録を受けようとする部分」の認定

「意匠登録を受けようとする部分」を認定する際には、意匠登録出願人が願書の「意匠の説明」の欄に記載した特定方法により行う。

また、「意匠登録を受けようとする部分」の認定の基礎となる図面は、原則、一組の図面であるが、願書の「意匠の説明」の欄に、例えば、「断面図を含めて『意匠登録を受けようとする部分』を特定している。」旨記載されているときには、断面図をも含めて「意匠登録を受けようとする部分」を認定する。

「意匠登録を受けようとする部分」の形態の認定

「意匠登録を受けようとする部分」の形態は、全体意匠と同様に、一組の図面及び断面図、斜視図等その他必要な図及び使用の状態を示した図等その他の参考図に基づいて認定する。

71.4 部分意匠に関する意匠登録の要件

部分意匠として意匠登録出願されたもの(注)が意匠登録を受けるためには、全体意匠の意匠登録出願と同様に、以下のすべての要件を満たさなければならない。

(注)

部分意匠として意匠登録出願されたものとは、意匠法第2条第1項において定義されている意匠に該当するか否かの判断が審査官によって未だされていないものを指す。

- (1) 工業上利用することができる意匠であること (→71.4.1)
- (2) 新規性を有すること (→71.4.2)
- (3) 創作非容易性を有すること (→71.4.3)
- (4) 先願意匠の一部と同一又は類似の後願意匠でないこと (→71.4.4)

71.4.1 工業上利用することができる意匠

部分意匠として意匠登録出願されたものが、意匠法第3条第1項柱書に規定する工業上利用することができる意匠に該当するためには、以下のすべての要件を満たさなければならない。

したがって、以下のいずれかの要件を満たしていないものは、意匠法第3条第1項柱書に規定する工業上利用することができる意匠に該当しないため、意匠登録を受けることができない。

- (1) 意匠を構成するものであること (→71.4.1.1)

- (2) 意匠が具体的なものであること (→71.4.1.2)
- (3) 工業上利用することができるものであること (→71.4.1.3)

71.4.1.1 意匠を構成するものであること

部分意匠として意匠登録出願されたものが、意匠法第2条第1項において定義されている意匠を構成するためには、以下のすべての要件を満たしていなければならない。

- (1) 物品と認められるものであること (→71.4.1.1.1)
- (2) 物品自体の形態であること (→71.4.1.1.2)
- (3) 視覚に訴えるものであること (→71.4.1.1.3)
- (4) 視覚を通じて美感を起こさせるものであること (→71.4.1.1.4)
- (5) 一定の範囲を占める部分であること (→71.4.1.1.5)
- (6) 他の意匠と対比する際に対比の対象となり得る部分であること (→71.4.1.1.6)

71.4.1.1.1 物品と認められるものであること

部分意匠の意匠に係る物品が、意匠法の対象とする物品と認められなければならない。

(1) 物品と認められるものの例

部分意匠の意匠に係る物品が意匠法の対象とする物品と認められる「靴下」であって、「意匠登録を受けようとする部分」が意匠法の対象とする物品とは認められない「靴下のかかと部分」であるもの

部分意匠の意匠に係る物品が意匠法の対象とする物品と認められる「包装用容器」であって、「意匠登録を受けようとする部分」が意匠法の対象とする物品と認められる「包装用容器の蓋」の部分であるもの

(2) 物品と認められないものの例

「意匠登録を受けようとする部分」として模様のみを図面に表し、部分意匠の意匠に係る物品を「繊維製品に表す模様」としたもの

71.4.1.1.2 物品自体の形態であること

部分意匠の意匠に係る物品全体の形態が、物品自体の形態でなければならない。

(1) 物品自体の形態と認められないものの例

販売展示効果を目的としてハンカチを結んでできた花の形状の一部を「意匠登録を受けようとする部分」としたもの

71.4.1.1.3 視覚に訴えるものであること

「意匠登録を受けようとする部分」の全体の形態が、視覚に訴えるものでなければならない。

(1) 視覚に訴えるものと認められないものの例

「意匠登録を受けようとする部分」の全体の形態が、部分意匠の意匠に係る物品の通常取引状態において、外部から視認できないもの

「意匠登録を受けようとする部分」の全体の形態が微細であるために、肉眼によってはその形態を認識することができないもの

71.4.1.1.4 視覚を通じて美感を起こさせるものであること

「意匠登録を受けようとする部分」が、視覚を通じて美感を起こさせるものでなければならない。

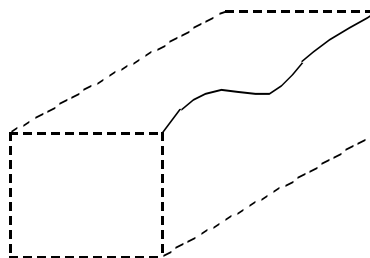
71.4.1.1.5 一定の範囲を占める部分であること

「意匠登録を受けようとする部分」は、部分意匠の意匠に係る物品全体の形態の中で一定の範囲を占める部分、すなわち、当該意匠の外観の中に含まれる一つの閉じられた領域でなければならない。

(1) 一定の範囲を占める部分に該当すると認められないものの例

「意匠登録を受けようとする部分」が稜線のみのもので稜線は面積を持たないものであるため、一定の範囲を占める部分に該当しない。

【事例】「建築用コンクリートブロック」



部分意匠の意匠に係る物品全体の形態のシルエットのみを表したもの

当該意匠の外観の中に含まれる一つの閉じられた領域とは認められないため、一定の範囲を占める部分に該当しない。

【事例】

乗用自動車の側面を投影したシルエットのみを表したもの

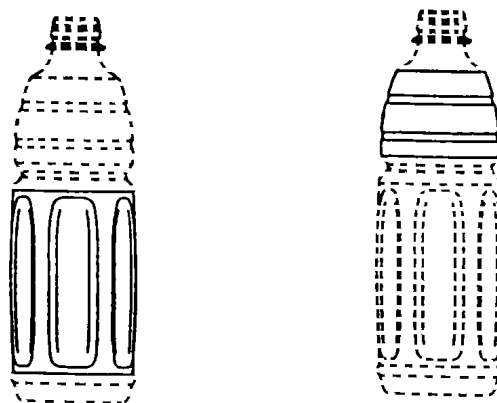
71.4.1.1.6 他の意匠と対比する際に対比の対象となり得る部分であること

「意匠登録を受けようとする部分」が、当該物品全体の形態の中で一定の範囲を占める部分であっても、他の意匠と対比する際に対比の対象となり得る意匠の創作の単位が表されていない。

(1) 他の意匠と対比する際に対比の対象となり得る部分に該当すると認められるものの例

以下の事例は、いずれも「意匠登録を受けようとする部分」が包装用容器という物品全体の形態の中で一定の範囲を占める部分であって、他の意匠と対比する際に対比の対象となり得る意匠の創作の単位が表されている。

【事例1】「包装用容器」 【事例2】「包装用容器」



(2) 「意匠登録を受けようとする部分」に意匠の創作の単位が一つも含まれていないものの例

以下の事例は、「意匠登録を受けようとする部分」が、包装用容器という物品全体の形態の中で一定の範囲を占

める部分であっても、他の意匠と対比する際に対比の対象となり得る意匠の創作の単位が表されていない。

【事例】「包装用容器」



71.4.1.2 意匠が具体的なものであること

第一に、その意匠の属する分野における通常の知識に基づいて、出願当初の願書の記載及び願書に添付された図面等から意匠登録出願の方法及び対象が部分意匠の意匠登録出願であることが直接的に導き出されなくてはならない。

次に、部分意匠の意匠登録出願に係る意匠が具体的なものと認められるためには、全体意匠と同様に、その意匠の属する分野における通常の知識に基づいて、出願当初の願書の記載及び願書に添付した図面等から具体的な一の意匠の内容、すなわち、以下の から についての具体的な内容が、直接的に導き出されなければならない。

部分意匠の意匠に係る物品

「意匠登録を受けようとする部分」の用途及び機能

「意匠登録を受けようとする部分」の位置、大きさ、範囲

「意匠登録を受けようとする部分」の形態

また、「意匠登録を受けようとする部分」と「その他の部分」を含む、部分意匠の意匠に係る物品全体の形態に、願書の「意匠に係る物品」の欄に記載された物品の区分に属する物品を認識するのに必要な最低限の構成要素が少なくとも具体的に表されていなければならない。

なお、願書の記載又は願書に添付した図面等の記載の正確性については、全体意匠に関する取扱いが適用されるため、第2部「意匠登録の要件」第1章「工業上利用することができる意匠」21.1.2「意匠が具体的なものであること」を参照されたい。

(1) 意匠が具体的なものと認められる場合の例

出願当初の願書に「部分意匠」の欄の表示がない場合であっても、願書の「意匠の説明」の欄の記載及び願書に添付した図面等の具体的な表現によって、当該意匠登録出願が部分意匠に関するものであることが明らかな場合

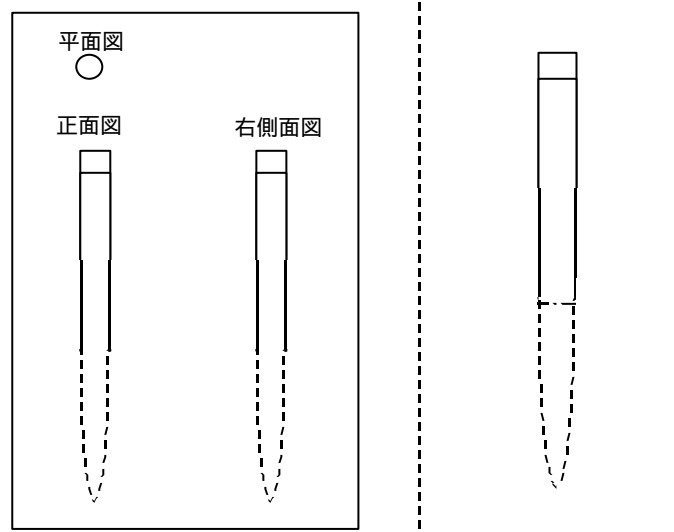
境界線の表示がないことが作図上の誤記と認められ、願書の記載及び願書に添付した図面等を総合的に判断すれば、「意匠登録を受けようとする部分」の境界を当然に導き出すことができる場合

「意匠登録を受けようとする部分」は、部分意匠の意匠に係る物品全体の形態の中で一定の範囲を占める部分、すなわち、当該意匠の外観の中に含まれる一つの閉じられた領域でなければならない。(上記 71.4.1.1.5「一定の範囲を占める部分であること」参照)

ただし、例えば、下記の「柵用支柱」のように線材、棒状のようなものであって、各図の記載や当該物品の特質等から総合的に判断した場合に、「意匠登録を受けようとする部分」の外形を表す実線の端部を直線で連結した位置を境界とみなすことに問題がないと認められるときは、「意匠登録を受けようとする部分」が一定の範囲を占めているものとして取り扱う。

【事例】「柵用支柱」

望ましい作図方法による
拡大正面図



(2) 意匠が具体的なものと認められない場合の例

願書又は願書に添付した図面等に、以下のような記載不備を有しており、願書の記載及び願書に添付した図面等を総合的に判断しても、具体的な一の意匠の内容を直接的に導き出せないときは、意匠が具体的なものとは認められない。

出願当初の願書に「部分意匠」の欄がなく、かつ「意匠の説明」の欄に「意匠登録を受けようとする部分」を特定する方法についての記載がなく、願書に添付した図面の各図が実線と破線とにより記載されているときのように、部分意匠の意匠登録出願であるか、全体意匠の意匠登録出願であるか明らかでない場合
部分意匠の意匠に係る物品又は「意匠登録を受けようとする部分」の具体的な用途及び機能が明らかでない場合

「意匠登録を受けようとする部分」の全体の形態が表されていない場合

「その他の部分」の全体の形態が表されていない場合

「意匠登録を受けようとする部分」と「その他の部分」を含む、部分意匠の意匠に係る物品全体の形態に、願書の「意匠に係る物品」の欄に記載された物品の区分に属する物品を認識するのに必要な最低限含まれていなければならない構成要素が明確に表されていない場合

「意匠登録を受けようとする部分」の形態が明らかでない場合

() 「意匠登録を受けようとする部分」の形態が、各図不一致の場合

() 「意匠登録を受けようとする部分」が一つの閉じられた領域でない場合

() 「意匠登録を受けようとする部分」を一組の図面以外の図面のみにより特定している場合(例えば、斜視図のみで特定しているもの)

() 一組の図面において、「意匠登録を受けようとする部分」と「その他の部分」とを描き分けずに、願書の「意匠の説明」の欄において文章で「意匠登録を受けようとする部分」を特定している場合

「その他の部分」の形態が明らかでない場合

破線等で表された「その他の部分」の形態が、例えば各図不一致により具体的でないときは、「意匠登録を受けようとする部分」の当該物品全体の形態の中での位置、大きさ、範囲が具体的とならないことから、意匠が具体的でないものとなる。

出願当初の願書の「意匠の説明」の欄に、図面において「意匠登録を受けようとする部分」がどのように特定されているかについての記載がない場合

71.4.1.3 工業上利用することができるものであること

部分意匠の意匠に係る物品が、工業上利用することができるものでなくてはならない。

なお、「意匠登録を受けようとする部分」については、工業上利用することができるか否かを判断しない。

71.4.2 新規性

意匠法第3条第1項各号の規定の適用については、当該部分意匠が公知の意匠のいずれかの意匠に該当するか否か、又は公知の意匠に類似する意匠に該当するか否かを判断することにより行う。

71.4.2.1 意匠法第3条第1項第1号及び第2号

部分意匠が、公知の意匠に該当するか否かの判断を行い得るためには、公知の意匠の中に、原則的に、部分意匠の意匠登録出願の「意匠登録を受けようとする部分」の全体の形態が開示されていなければならない。

その他の判断基準については、全体意匠についての判断基準が適用されるため、第2部「意匠登録の要件」第2章「新規性」22.1.1「意匠法第3条第1項第1号」及び22.1.2「意匠法第3条第1項第2号」を参照されたい。

71.4.2.2 意匠法第3条第1項第3号

71.4.2.2.1 公知の意匠と部分意匠との類否判断

意匠は、物品と形態が一体不可分のものであるから、部分意匠の意匠に係る物品と公知の意匠の意匠に係る物品とが同一又は類似でなければ意匠の類似は生じない。

例えば、カメラの意匠の創作において当該グリップ部分が部分意匠として意匠登録出願された場合、権利の客体となる意匠に係る物品は、当該グリップ部分を含む「カメラ」であることから、新規性の判断の基礎となる資料は、「カメラ」及びそれに類似する物品に係る意匠となる。

この要件のもと、部分意匠と公知の意匠とが以下のすべてに該当する場合、両意匠は類似する。

部分意匠の意匠に係る物品と公知の意匠の意匠に係る物品とが同一又は類似であること

部分意匠の意匠登録出願の「意匠登録を受けようとする部分」と公知の意匠における「意匠登録を受けようとする部分」に相当する箇所との用途及び機能が同一又は類似であること

部分意匠の意匠登録出願の「意匠登録を受けようとする部分」と公知の意匠における「意匠登録を受けようとする部分」に相当する箇所との形態が同一又は類似であること

部分意匠の意匠登録出願の「意匠登録を受けようとする部分」の当該物品全体の形態の中での位置、大きさ、範囲と公知の意匠における「意匠登録を受けようとする部分」に相当する箇所の当該物品全体の形態の中での位置、大きさ、範囲とが同一又は当該意匠の属する分野においてありふれた範囲内のものであること

なお、上記 から について、すべて同一の場合、両意匠は同一となる。

(1) 意匠に係る物品の共通点及び差異点の認定

部分意匠の意匠に係る物品と公知の意匠の意匠に係る物品のそれぞれの用途及び機能について共通点及び差異点を認定する。

(2) 当該部分における用途及び機能の共通点及び差異点の認定

「意匠登録を受けようとする部分」と公知の意匠における「意匠登録を受けようとする部分」に相当する箇所のそれぞれの用途及び機能について共通点及び差異点を認定する。

(3) 当該部分の形態の共通点及び差異点の認定

「意匠登録を受けようとする部分」と公知の意匠における「意匠登録を受けようとする部分」に相当する箇所のそれぞれの全体の形態及び各部の形態について共通点及び差異点を認定する。

ただし、「その他の部分」の形態については直接共通点及び差異点を認定しない。

(4) 当該部分の位置、大きさ、範囲の共通点及び差異点の認定

「意匠登録を受けようとする部分」の当該物品全体の形態の中での位置、大きさ、範囲と、公知の意匠におけ

る「意匠登録を受けようとする部分」に相当する箇所の当該物品全体の形態の中での位置、大きさ、範囲について共通点及び差異点を認定する。

(5) 公知の意匠と部分意匠との類否判断

公知の意匠と部分意匠との類否判断は、両意匠が生ずる美感の類否についての判断をいう。具体的には、上記の(1)から(4)についての共通点及び差異点を意匠全体として総合的に観察して、それらが両意匠の類否の判断に与える影響を評価することにより行う。なお、それらの共通点及び差異点が意匠の類否判断に与える影響は、個別の意匠ごとに変化するものであるが、一般的には、

見えやすい部分は、相対的に影響が大きい。

ありふれた形態の部分は、相対的に影響が小さい。

大きさの違いは、当該意匠の属する分野において常識的な範囲内のものであれば、ほとんど影響を与えない。

材質の違いは、外観上の特徴として表れなければ、ほとんど影響を与えない。

色彩のみの違いは、形状又は模様の差異に比してほとんど影響を与えない。

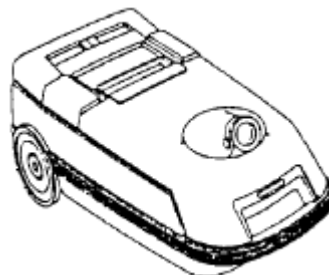
位置、大きさ、範囲は、当該意匠の属する分野においてありふれた範囲内のものであれば、ほとんど影響を与えない。

なお、「その他の部分」の形態のみについては対比の対象とはしない。

71.4.2.2.2 意匠法第3条第1項第3号の規定に該当する部分意匠の意匠登録出願の例

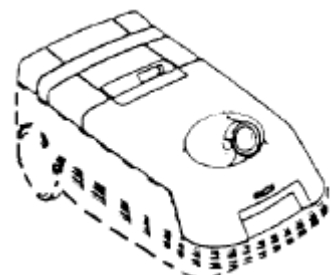
【事例1】公知の意匠

「電気掃除機本体」

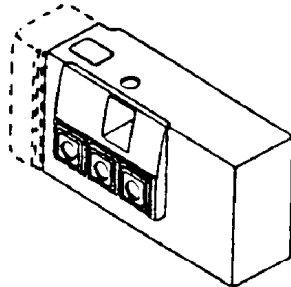


部分意匠の意匠登録出願

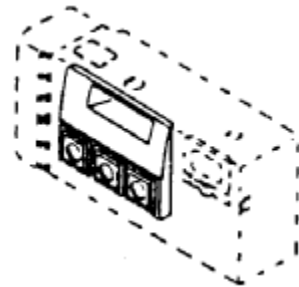
「電気掃除機本体」



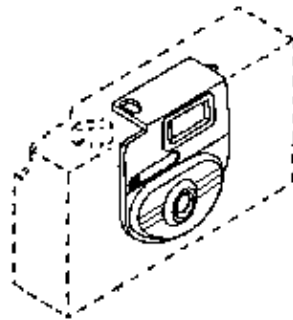
【事例2】 公知の意匠
「カメラ」
(意匠公報掲載の部分意匠)



部分意匠の意匠登録出願
「カメラ」



【事例3】 公知の意匠
「カメラ」
(意匠公報掲載の部分意匠)



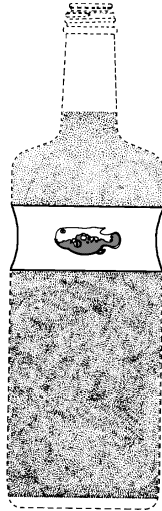
部分意匠の意匠登録出願
「ファインダー付カメラ用レンズ」



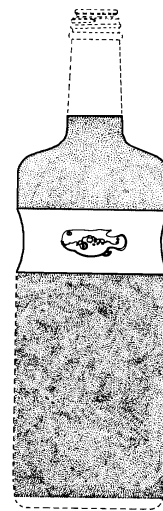
(注)

「ファインダー付カメラ用レンズ」という物品の区分は、事例の説明のためのものであって、別表第一に掲げられた物品の区分と同程度と認められる具体的な物品の区分の事例を示したものではない点に注意されたい。

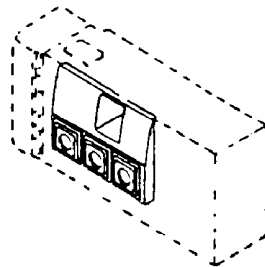
【事例4】 公知の意匠
「包装用びん」
(意匠公報掲載の部分意匠)



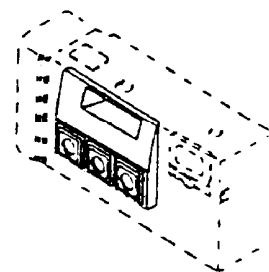
部分意匠の意匠登録出願
「包装用びん」



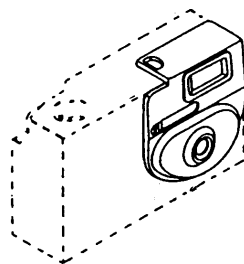
【事例5】 公知の意匠
「カメラ」
(意匠公報掲載の部分意匠)



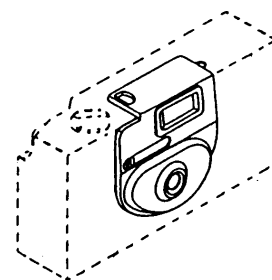
部分意匠の意匠登録出願
「カメラ」



【事例6】 公知の意匠
「デジタルカメラ」
(意匠公報掲載の部分意匠)



部分意匠の意匠登録出願
「デジタルカメラ」



71.4.3 創作非容易性

意匠法第3条第2項の規定の適用についての判断は、「意匠登録を受けようとする部分」の全体の形態が、当該意匠登録出願前に公然知られた形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合に基づいて当業者であれば容易に創作することができたものであるか否かを判断すると共に、当該部分の用途及び機能を考慮し、「意匠登録を受けようとする部分」を当該物品全体の形態の中において、その位置、その大きさ、その範囲とすることが、当業者にとってありふれた手法であるか否かを判断することにより行う。

なお、その他の判断基準については、全体意匠についての判断基準が適用されるため、第2部「意匠登録の要件」第3章「創作非容易性」を参照されたい。

71.4.4 先願意匠の一部と同一又は類似の後願意匠

意匠法第3条の2の規定は、先願の意匠の一部とほとんどそのままのものが後願の部分意匠の「意匠登録を受けようとする部分」として意匠登録出願されたときのように、後願の部分意匠が何ら新しい意匠の創作とは認められない場合にも適用される。

なお、その他の判断基準については、全体意匠についての判断基準が適用されるため、第2部「意匠登録の要件」第4章「先願意匠の一部と同一又は類似の後願意匠の保護除外」を参照されたい。

71.4.4.1 先願に係る意匠として開示された意匠の一部と後願の部分意匠との類否判断

意匠法第3条の2の規定の適用にあたっては、先願に係る意匠として開示された意匠の中に、原則的に、意匠法第3条の2の規定の対象となる後願の部分意匠の「意匠登録を受けようとする部分」の全体の形態が開示されていること(先願に係る意匠として開示された意匠の中に、意匠法第3条の2の規定の対象となる後願の部分意匠の「意匠登録を受けようとする部分」の全体の形態が開示されていない場合であっても、対比可能な程度に十分表されている場合を含む。第2部「意匠登録の要件」第2章「新規性」22.1.2.6「刊行物に記載された意匠について」参照)が必要である。

先願に係る意匠として開示された意匠と、後願の部分意匠とが、先願に係る意匠として開示された意匠が全体意匠であるか部分意匠であるか、それぞれの意匠登録出願の出願人が同一人であるか他人であるか、先願に係る意匠として開示された意匠の意匠に係る物品と後願の部分意匠の意匠に係る物品が同一、類似又は非類似のいずれであるかを問わず、先願に係る意匠として開示された意匠の中の後願の部分意匠の「意匠登録を受けようとする部分」に相当する一部と、後願の部分意匠の「意匠登録を受けようとする部分」との用途及び機

能が同一又は類似であって、それぞれの形態が同一又は類似である場合、先願に係る意匠として開示された意匠の中の後願の部分意匠の「意匠登録を受けようとする部分」に相当する一部と後願の部分意匠とは類似する。

71.4.4.2 意匠法第3条の2の規定に該当する部分意匠の意匠登録出願の例
意匠法第3条の2の規定に該当する部分意匠の意匠登録出願の事例については、上記71.4.2.2.2「意匠法第3条第1項第3号の規定に該当する部分意匠の意匠登録出願の例」事例1から事例6において、公知の意匠を先願に係る意匠として開示された意匠に読み替えて参照されたい。

71.5 部分意匠の意匠登録出願に関する新規性の喪失の例外

部分意匠の意匠登録出願についても、意匠法第4条第1項又は第2項の規定の適用を受けることができる。

なお、意匠法第4条第1項又は第2項の規定の適用を受けるための要件等その他の判断基準については、全体意匠の判断基準が適用されるため、第3部「新規性の喪失の例外」を参照されたい。

71.6 部分意匠の意匠登録出願に関する意匠法第5条の規定

意匠法第5条第1号及び第2号の規定の適用については、「意匠登録を受けようとする部分」と「その他の部分」を含む、部分意匠の意匠に係る物品全体の形態を判断の対象とする。ただし、意匠法第5条第3号の規定の適用については、「意匠登録を受けようとする部分」の形状のみを判断の対象とする。

なお、その他の判断基準については、全体意匠の判断基準が適用されるため、第4部「意匠登録を受けることができない意匠」を参照されたい。

71.7 部分意匠の意匠登録出願に関する一意匠一出願

部分意匠の意匠登録出願についても、意匠法第7条に規定する要件を満たさなければならない。

なお、その他の判断基準については、全体意匠の判断基準が適用されるため、第5部「一意匠一出願」を参照されたい。

71.7.1 意匠法第7条に規定する要件を満たさないものの例

71.7.1.1 物品の区分によらない願書の「意匠に係る物品」の欄の記載の例
部分意匠の意匠登録出願において、願書の「意匠に係る物品」の欄に、物品の区分の後に「の部分」、「の部分意匠」等の語を付したもの（例えば、「靴下のかかと部分」、「靴下のかかとの部分意匠」）の記載があるときは、別表第一に記載された物品の区分又はそれと同程度の区分による

物品の区分とは認められない。

71.7.1.2 意匠ごとに出願されていないものの例

一つの部分意匠の意匠に係る物品の中に、物理的に分離した二以上の「意匠登録を受けようとする部分」が含まれているものは、意匠ごとにした意匠登録出願と認められない。

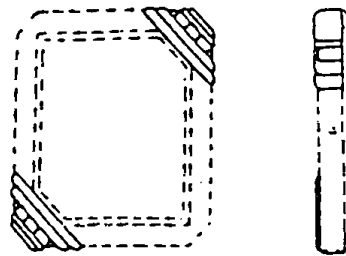
71.7.1.2.1 物理的に分離した二以上の「意匠登録を受けようとする部分」が含まれているものであっても一意匠と取り扱うものの類型

以下のいずれかに該当する場合は、物理的に分離した二以上の「意匠登録を受けようとする部分」が含まれているものであっても、一意匠と取り扱う。

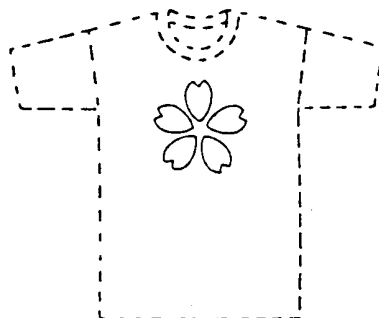
(1) 形態的な一体性が認められる場合

物理的に分離した二以上の「意匠登録を受けようとする部分」であっても、対称となる形態、一組となる形態等、関連性をもって創作されるものは、形態的な一体性が認められる。

【事例1】「腕時計用側」



【事例2】「TEEシャツ」



(2) 機能的な一体性が認められる場合

物理的に分離した二以上の「意匠登録を受けようとする部分」であっても、全体として一つの機能を果たすことから一体的に創作される関係にあるものは、機能的な一体性が認められる。

【事例 1】「理髪用はさみ」



【事例 2】「携帯電話」



71.8 組物の意匠に係る部分意匠

意匠法第 8 条の組物の意匠に係る部分意匠は、意匠登録を受けることができない。(第 7 部「個別の意匠登録出願」第 2 章「組物の意匠」72.1.2「組物の意匠に係る部分意匠」参照)

71.9 部分意匠の意匠登録出願に関する意匠法第 9 条及び第 10 条の規定

意匠法第 9 条及び第 10 条の規定は、部分意匠の意匠登録出願同士においてその適用について判断する。

なお、その他の判断基準については、全体意匠についての判断基準が適用されるため、第 6 部「先願」及び第 7 部「個別の意匠登録出願」第 3 章「関連意匠」を参照されたい。

71.9.1 部分意匠と部分意匠との類否判断

部分意匠同士が以下のすべてに該当する場合、両意匠は類似する。

部分意匠の意匠に係る物品の用途及び機能が、同一又は類似であること
「意匠登録を受けようとする部分」の用途及び機能が、同一又は類似で

あること

- ③「意匠登録を受けようとする部分」の形態が、同一又は類似であること
- ④「意匠登録を受けようとする部分」の当該物品全体の形態の中での位置、大きさ、範囲が、同一又は当該意匠の属する分野においてありふれた範囲内のものであること

なお、上記①から④について、すべて同一の場合、両意匠は同一となる。

(1) 意匠に係る物品の共通点及び差異点の認定

部分意匠の意匠に係る物品のそれぞれの用途及び機能について、共通点及び差異点を認定する。

(2) 当該部分における用途及び機能の共通点及び差異点の認定

「意匠登録を受けようとする部分」のそれぞれの用途及び機能について、共通点及び差異点を認定する。

(3) 当該部分の形態の共通点及び差異点の認定

「意匠登録を受けようとする部分」のそれぞれの全体の形態及び各部の形態について共通点及び差異点を認定する。

(4) 当該部分の位置、大きさ、範囲の共通点及び差異点の認定

「意匠登録を受けようとする部分」の当該物品全体の形態の中でのそれぞれの位置、大きさ、範囲について共通点及び差異点を認定する。

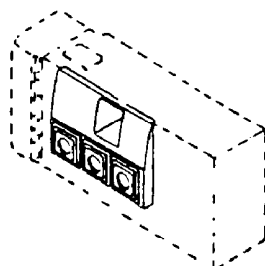
(5) 部分意匠と部分意匠との類否判断

部分意匠と部分意匠との類否判断については、上記 71.4.2.2.1「公知の意匠と部分意匠との類否判断」(5)「公知の意匠と部分意匠との類否判断」に準じて行う。

71.9.1.1 意匠法第9条第1項において類似するものと認められる部分意匠の意匠登録出願の例

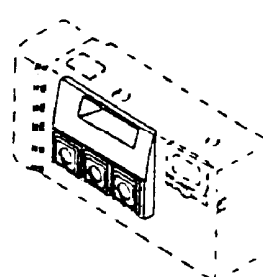
【事例1】先願に係る部分意匠の
意匠登録出願

「カメラ」



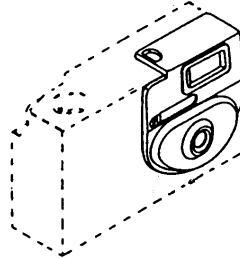
部分意匠の意匠登録出願

「カメラ」



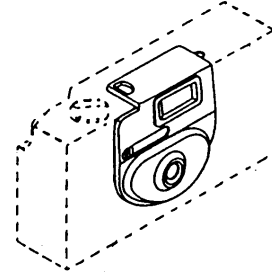
【事例2】先願に係る部分意匠の
意匠登録出願

「デジタルカメラ」



部分意匠の意匠登録出願

「デジタルカメラ」



なお、上記事例の右側の部分意匠の意匠登録出願が、左側の先願に係る部分意匠の意匠登録出願の出願日後から、その意匠登録出願に係る意匠公報（登録意匠公報、同日競願に係る協議不成立又は不能の場合の拒絶確定出願を公示する公報）の発行日（同日を含む。）までに
出願されたものである場合には、意匠法第3条の2の規定にも該当することから、審査実務上は、意匠法第3条の2の規定を適用する。

71.9.1.2 意匠法第9条第2項又は第10条において類似するものと認められる部分意匠の意匠登録出願の例

当該事例については、上記71.9.1.1「意匠法第9条第1項において類似するものと認められる部分意匠の意匠登録出願の例」事例1及び事例2において、左側の先願に係る部分意匠の意匠登録出願を同日に出願された部分意匠の意匠登録出願に読み替えて参照されたい。

71.10 部分意匠の意匠登録出願に関する要旨の変更

71.10.1 部分意匠の意匠の要旨

部分意匠の意匠の要旨とは、その意匠の属する分野における通常の知識に基づいて願書の記載及び願書に添付した図面等に表された部分意匠を認定するための各要素（部分意匠の意匠に係る物品、「意匠登録を受けようとする部分」の用途及び機能、「意匠登録を受けようとする部分」の位置、大きさ、範囲、「意匠登録を受けようとする部分」の形態）から直接的に導き出される具体的な意匠の内容をいう。

71.10.2 要旨を変更するものとなる補正の類型

願書の記載又は願書に添付した図面等にした補正が、以下のいずれかに該当する場合は、出願当初の願書の記載又は願書に添付した図面等の要旨を変更するものである。

なお、その他の判断基準については、全体意匠についての判断基準が適用されるため、第8部「願書・図面等の記載の補正」第2章「補正の却下」を参照されたい。

- (1) その意匠の属する分野における通常の知識に基づいて当然に導き出すことができる同一の範囲を超えて変更するものと認められる場合
- (2) 出願当初不明であった意匠の要旨を明確なものとすると認められる場合

71.10.3 願書の記載についてした補正の具体的な取扱い

(1) 願書の「部分意匠」の欄を追加する補正

出願当初の願書の記載及び願書に添付した図面等を総合的に判断して、当該意匠登録出願が全体意匠の意匠登録出願であることを当然に導き出すことができるとき、又は総合的に判断しても、当該意匠登録出願が部分意匠の意匠登録出願であるか、全体意匠の意匠登録出願であるかが不明であって、どちらか一方を当然に導き出すことができないときに、願書の「部分意匠」の欄を追加することによって、当該意匠登録出願を部分意匠の意匠登録出願とする補正は、要旨を変更するものである。

出願当初の願書に「部分意匠」の欄がない場合であっても、願書の記載及び願書に添付した図面等を総合的に判断して、当該意匠登録出願が部分意匠の意匠登録出願であることを当然に導き出すことができるときに、願書に「部分意匠」の欄を追加する補正は、要旨を変更するものではない。

(2) 願書の「部分意匠」の欄を削除する補正

出願当初の願書の記載及び願書に添付した図面等を総合的に判断して、当該意匠登録出願が部分意匠の意匠登録出願であることを当然に導き出すことができるとき、又は総合的に判断しても、当該意匠登録出願が部分意匠の意匠登録出願であるか、全体意匠の意匠登録出願であるかが不明であって、どちらか一方を当然に導き出すことができないときに、願書の「部分意匠」の欄を削除して、当該意匠登録出願を全体意匠の意匠登録出願とする補正は、要旨を変更するものである。

出願当初の願書に「部分意匠」の欄がある場合であっても、願書の記載及び願書に添付した図面等を総合的に判断して、当該意匠登録出願が全体意匠の意匠登録出願であることを当然に導き出すことができるときに、願書の「部分意匠」の欄を削除する補正は、要旨を変更するものではない。

- (3) 部分意匠の意匠登録出願について、「意匠登録を受けようとする部分」を特定する方法に関する記載を補充する補正

出願当初の願書の「意匠の説明」の欄に「意匠登録を受けようとする部分」を特定する方法に関する記載がなく、願書の記載及び願書に添付した図面等を総合的に判断しても、「意匠登録を受けようとする部分」が不明であって、具体的な意匠を当然に導き出すことができないときに、「意匠登録を受けようとする部分」を特定する方法に関する記載を願書の「意匠の説明」の欄に補充する補正は、要旨を変更するものである。

出願当初の願書の「意匠の説明」の欄に「意匠登録を受けようとする部分」を特定する方法に関する記載がない場合であっても、願書の記載及び願書に添付した図面等を総合的に判断して、部分意匠の意匠登録出願であることが明確であって、「意匠登録を受けようとする部分」を当然に導き出すことができるときに、「意匠登録を受けようとする部分」を特定する方法に関する記載を願書の「意匠の説明」の欄に補充する補正は、要旨を変更するものではない。

- (4) 部分意匠の意匠登録出願について、「意匠登録を受けようとする部分」を特定する方法に関する記載を削除する補正

出願当初の願書に「部分意匠」の欄はないが、願書の記載及び願書に添付した図面等を総合的に判断して、当該意匠登録出願が部分意匠の意匠登録出願であることを当然に導き出すことができるときに、「意匠登録を受けようとする部分」を特定する方法に関する記載を願書の「意匠の説明」の欄から削除する補正は、要旨を変更するものである。

出願当初の願書に「部分意匠」の欄がなく、願書の記載及び願書に添付した図面等を総合的に判断して、当該意匠登録出願が全体意匠の意匠登録出願であることを当然に導き出すことができるときに、「意匠登録を受けようとする部分」を特定する方法に関する記載を願書の「意匠の説明」の欄から削除する補正は、要旨を変更するものではない。

71.10.4 願書に添付した図面等についてした補正の具体的な取扱い

- (1) 物理的に分離した二以上の「意匠登録を受けようとする部分」を包含する意匠登録出願を一の部分意匠にする補正

物理的に分離した二以上の「意匠登録を受けようとする部分」を包含して、一意匠と取り扱うことのできない部分意匠の意匠登録出願を分割する際に、分割した新たな部分意匠の意匠登録出願における「意匠登録を受けようとする部分」に相当する、もとの部分意匠の意匠登録出願の願書に添付した図面等に表されていた当該「意匠登録を受けようとする部分」を「その他の部分」に訂正する補正は、要旨を変更するものではない。

この場合、分割を伴わずに、願書に添付した図面等に表されている一の「意匠登録を受けようとする部分」以外のすべての「意匠登録を受けようとする部分」を「その他の部分」に訂正する補正も、要旨を変更するものではない。

(2) 「意匠登録を受けようとする部分」の形態等を変更する補正

「意匠登録を受けようとする部分」の形態を、その意匠の属する分野における通常の知識に基づいて当然に導き出すことができる同一の範囲を超えて変更する補正あるいは当該部分の形態自体は変更されていないが、「意匠登録を受けようとする部分」の当該物品全体の形態の中での位置、大きさ、範囲を同一の範囲を超えて変更する補正は、要旨を変更するものである。

また、出願当初の願書の記載及び願書に添付した図面等を総合的に判断しても、「意匠登録を受けようとする部分」の形態あるいは「意匠登録を受けようとする部分」の当該物品全体の形態の中での位置、大きさ、範囲が不明であるときに、それらを明確なものとする補正は、要旨を変更するものである。

(3) 「その他の部分」の形態を変更する補正

「その他の部分」の一部を実線に訂正することによって「意匠登録を受けようとする部分」の形態を、その意匠の属する分野における通常の知識に基づいて当然に導き出すことができる同一の範囲を超えて変更するものとなる補正あるいは「その他の部分」の輪郭形状を変更することによって、「意匠登録を受けようとする部分」の当該物品全体の形態の中での位置、大きさ、範囲を、その意匠の属する分野における通常の知識に基づいて当然に導き出すことができる同一の範囲を超えて変更するものとなる補正は、要旨を変更するものである。

出願当初の願書の記載及び願書に添付した図面等を総合的に判断して、当該意匠登録出願が部分意匠の意匠登録出願であることを当然に導き出すことができるときに、「その他の部分」を全て実線に訂正し、願書の記載についても必要な訂正をして当該部分意匠の意匠登録出願を全体意匠の意匠登録出願に変更する補正は、要旨を変更するものである。

71.11 部分意匠の意匠登録出願に関する分割

71.11.1 意匠ごとに出願されていない部分意匠の分割

一つの部分意匠の意匠に係る物品の中に、形態的あるいは機能的な一体性が認められない物理的に分離した二以上の「意匠登録を受けようとする部分」が包含されているものは、意匠ごとにした意匠登録出願とは認められず、意匠法第7条に規定する要件を満たさないものとして取り扱う。(上記

71.7.1.2「意匠ごとに出願されていないものの例」参照)

この場合、二以上の部分意匠を含む部分意匠の意匠登録出願として、意匠法第10条の2の規定に基づく分割を認め、新たな部分意匠の意匠登録出願は、もとの部分意匠の意匠登録出願の時にしたものとみなす。

ただし、新たな意匠登録出願を全体意匠の意匠登録出願とした場合(例えば、もとの部分意匠の意匠登録出願の中の一つの「意匠登録を受けようとする部分」を部品の意匠として新たな意匠登録出願をした場合)には、意匠法第10条の2の規定に基づく適法な分割とは認めず、新たな意匠登録出願は、分割のあった時にしたものとして取り扱う。

71.11.2 意匠ごとに出願された意匠登録出願の一部を一又は二以上の部分意匠の意匠登録出願とする分割

一意匠と認められる全体意匠あるいは一意匠と取り扱われる部分意匠の意匠登録出願を一又は二以上の新たな部分意匠の意匠登録出願に分割した場合は、意匠法第10条の2の規定に基づく適法な分割とは認めず、新たな意匠登録出願は、分割のあった時にしたものとして取り扱う。

なお、その他の判断基準については、全体意匠についての判断基準が適用されるため、第9部「特殊な意匠登録出願」第1章「意匠登録出願の分割」を参照されたい。

71.12 特許出願又は実用新案登録出願から部分意匠の意匠登録出願への変更

特許出願又は実用新案登録出願の最初の明細書及び図面に、変更による新たな意匠登録出願の部分意匠が明確に認識し得るような具体的な記載があり、出願の変更の前と後の内容が同一と認められる場合に、変更による新たな部分意匠の意匠登録出願は、もとの特許出願又は実用新案登録出願の時にしたものとみなす。

なお、その他の判断基準については、全体意匠についての判断基準が適用されるため、第9部「特殊な意匠登録出願」第2章「出願の変更」を参照されたい。

71.13 パリ条約による優先権等の主張を伴う部分意匠の意匠登録出願

パリ条約による優先権等の主張の効果は、我が国への意匠登録出願に係る部分意匠と、それに対応するパリ条約による優先権等の主張の基礎となる第一国の出願に係る部分意匠とが同一の場合に認められる。

したがって、以下に該当する場合は、パリ条約による優先権等の主張の効果は認められない。

- (1) 第一国出願が全体意匠に係る出願であって、我が国への意匠登録出願がその全体意匠の一部である部分意匠に係るものである場合

- (2) 第一国出願が部分意匠に係る出願であって、我が国の意匠登録出願における部分意匠として「意匠登録を受けようとする部分」が、第一国出願に無い内容が付加されたものである場合又は第一国出願の内容の一部が含まれないものである場合
- (3) 第一国出願が部分意匠に係る複数の出願であって、我が国への意匠登録出願がそれらを組み合わせた部分意匠の意匠登録出願である場合
- (4) 第一国出願が部分意匠に係る出願であって、我が国への意匠登録出願が一般に破線で表される「その他の部分」を実線に変更した全体意匠の意匠登録出願である場合

なお、その他の判断基準については、全体意匠についての判断基準が適用されるため、第 10 部「パリ条約による優先権等の主張の手続」を参照されたい。